

新潟県条例第5号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(4)の2（略）					(1)～(4)の2（略）				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
17	家畜伝染病 予防法第6 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の注射又 は薬浴	家畜 注射 又は 家畜 薬浴 の手 数料	(略)	(略)	17	家畜伝染病 予防法第6 条第1項又 は第31条第 1項の規定 に基づく家 畜の注射又 は薬浴	家畜 注射 又は 家畜 薬浴 の手 数料	(略)	(略)
(略)					(略)				
(6)～(9)（略）					(6)～(9)（略）				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。